

公衆浴場法の手続きについて

令和6年3月改訂版

変更の手続き

許可を取得して以降、申請事項に変更があった場合は、**公衆浴場営業許可申請書記載事項変更届（第3号様式）**と必要な書類を、保健福祉事務所に提出する必要があります。

変更事項	添付書類
営業者の住所の変更 (法人の住所や、個人営業の場合は営業者の住所の変更)	
営業者の氏名の変更（同一人の場合*） (法人の名称や、個人営業者の結婚等による氏名の変更) ※ 営業者が別の人になる場合（個人から法人、法人から個人への変更を含む）は、建物の構造に変更がなくても現在の許可を廃止して、新しい営業者が許可をとる必要があります。	○ 法人の場合は、 履歴事項全部証明書（登記簿謄本） を確認します。 (確認後に返却します。)
代表者の変更（法人のみ）	
施設の名称の変更	
施設の構造設備の変更 (例) ・ 客室や浴室の増改築 ・ 温泉貯湯槽やろ過器の新設交換 等 ※ <u>大規模な変更の場合には、許可を取り直す必要がある場合があります。</u>	変更後の状態が構造設備基準に適合する必要があるため、 着工前に、変更内容が分かる図面を持参して窓口にてご相談ください。
変更の内容に応じて、右記の書類の提出が必要です。詳細は保健福祉事務所にご相談ください。	○ 変更の詳細 ○ 変更に係る新旧の図面 ○ 入浴設備の調査票 ○ 水質検査成績書の写し (原本確認をします)

停止・廃止の手続き

(1) 停止の場合

一定期間、休業する場合は、休業したときから10日以内に届け出てください。

※ 営業を再開する際は、営業施設の点検・清掃等の衛生面に注意してください。

(2) 廃止の場合

公衆浴場の営業を廃止する場合は、廃止したときから10日以内に届け出てください。

提出書類 … **公衆浴場営業停止（廃止）届（第4号様式）**

承継の手続き

次の場合は、公衆浴場営業承継届（第2号様式）により営業を引き継ぐことができます。詳細は保健福祉事務所にご相談ください。

- **事業譲渡した場合**
届け出する時期は、**事業譲渡の事実が発生した日から60日以内**です。
- **相続した場合（個人）**
届け出する時期は、**被相続人の死亡後60日以内**です。
- **合併、分割した場合（法人）**
届け出する時期は、**合併、分割の事実が発生した日から60日以内**です。

No	届出に必要な書類	譲渡業	相続	合併	分割
1	公衆浴場営業承継届	○	○	○	○
2	譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等）	○			
3	戸籍謄本（相続人がわかるもの） ※1		○		
4	公衆浴場営業者相続同意証明書 ※2		○		
5	定款又は寄附行為の写し ※3	○		○	○
6	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※3			○	○
7	新設分割は分割計画書、吸収分割は分割契約書				○

※1 被相続人の出生から死亡までの事実を証するもので、相続人全員が把握できるもの（必要に応じて、除籍謄本や改製原戸籍などで補完してください。法定相続情報一覧図の写しも可）

※2 相続人となりうる者全員の同意に関する署名が必要です。

※3 事業譲渡の場合は譲受人にあたる法人、合併等の場合は合併・分割後存続する法人、もしくは合併・分割により設立された法人のもの

※4 事業譲渡の場合、施設の平面図や設備の配置図を求めることがあります。

許可状況証明願について

令和3年9月3日以降、許可指令書の再交付申請がなくなりました。

施設の許可状況について証明を希望する場合には、許可状況証明願を提出してください。

提出書類 … **許可状況証明願**

お渡しは提出から2週間以降となります。

郵送での受取りをご希望の場合は、証明願提出時に返信用の切手及び封筒をご準備ください。

ホームページにも各様式を掲載しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m7k/kankyo/p1138944.html>

又は

小田原 公衆浴場 申請

検索

⇒ 「旅館業営業の申請について」

問合せ先

神奈川県小田原保健福祉事務所
環境衛生課

電話 0465-32-8000

（内線 3272～3274）

FAX 0465-32-8138